

# 兵庫県公報

令和8年5月29日 金曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1

## 公布された法令のあらまし

◎災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第24号）  
避難所の供与その他の被災者に対する救助の程度を改めることとした。

## 規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第24号

#### 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 避難所の供与の項2中「360円」を「370円」に改め、同表応急仮設住宅の供与の項2中「7,089,000円」を「7,259,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与の項2中「1,390円」を「1,480円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(1)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

	円	円	円	円	円	
夏 季	20,900	26,900	39,900	47,600	60,300	60,300円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに8,800円を加算した額
冬 季	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	92,100円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに12,700円を加算した額

別表第1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(2)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

	円	円	円	円	円	
夏 季	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	21,100円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,000円を加算した額
冬 季	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	30,700円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに4,000円を加算した額

別表第1 被災した住宅の応急修理の項3中「53,900円」を「56,400円」に改め、同項7(1)中「739,000円」を「757,000円」に改め、同項7(2)中「358,000円」を「367,000円」に改め、同表学用品の給与の項3(2)ア中「5,500円」を「5,800円」に改め、同項3(2)イ中「5,800円」を「6,100円」に改め、同項3(2)ウ中「6,300円」を「6,600円」に改め、同表埋葬の項3中「232,200円」を「239,400円」に、「185,700円」を「191,500円」に改め、同表死体の処理の項3(1)中「3,700円」を「3,800円」に改め、同項3(2)中「5,900円」を「6,100円」に改め、同表障害物の除去の項2中「143,900円」を「148,600円」に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の災害救助に関する手続等を定める規則の規定は、令和8年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。